

建築物

■確認審査 [新築・改築]

注) 計画通知は「基本事項」計画通知欄の適用となります。

確認申請面積の合計	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分		
	一戸建ての住宅(※)		その他
	①特例対象建築物	②左記以外	
100㎡以下	21,000	30,000	36,000
100㎡を超え 200㎡以内	32,000	41,000	49,000
200㎡を超え 300㎡以内	200㎡を超える「一戸建ての住宅」は 「その他」欄を適用		61,000
300㎡を超え 500㎡以内			84,000
500㎡を超え 1,000㎡以内			143,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			217,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			352,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			443,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			542,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			591,000
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			633,000
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			677,000
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			725,000
25,000㎡を超え 30,000㎡以内	775,000		
30,000㎡超			別途ご相談ください

[単位：円]

■中間検査 (基礎・躯体等共通)

注) 計画通知は「基本事項」計画通知欄の適用となります。

申請(検査対象)面積/回(工区毎)	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分		
	一戸建ての住宅(※)		その他
	①特例対象建築物	②左記以外	
100㎡以下	30,000	36,000	40,000
100㎡を超え 200㎡以内	37,000	45,000	56,000
200㎡を超え 300㎡以内	200㎡を超える「一戸建ての住宅」は 「その他」欄を適用		67,000
300㎡を超え 500㎡以内			90,000
500㎡を超え 1,000㎡以内			136,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			296,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			345,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			369,000

7,000㎡を超え 10,000㎡以内		492,000
10,000㎡を超え 15,000㎡以内		527,000
15,000㎡を超え 20,000㎡以内		564,000
20,000㎡を超え 25,000㎡以内		603,000
25,000㎡を超え 30,000㎡以内		645,000
30,000㎡超		別途ご相談ください
[単位：円]		

■完了検査

注) 計画通知は「基本事項」計画通知欄の適用となります。

申請(検査対象)面積の合計	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分		
	一戸建ての住宅(※)		その他
	①特例対象建築物	②左記以外	
100㎡以下	30,000	36,000	41,000
100㎡を超え 200㎡以内	39,000	48,000	57,000
200㎡を超え 300㎡以内	200㎡を超える「一戸建ての住宅」は 「その他」欄を適用		76,000
300㎡を超え 500㎡以内			98,000
500㎡を超え 1,000㎡以内			147,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			296,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			369,000
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			443,000
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			591,000
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			620,000
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			652,000
20,000㎡を超え 25,000㎡以内	684,000		
25,000㎡を超え 30,000㎡以内	719,000		
30,000㎡超			別途ご相談ください
[単位：円]			

■基本事項

[注記]加算額等については別表をご覧ください。

用途区分等	「一戸建ての住宅」(※)	主たる申請建築物または敷地単位の主要用途が一戸建ての住宅、兼用住宅または併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、且つそれ以外の用途が50㎡を超えないもの（一戸建て住宅の敷地内に別棟である付属建築物の新築または増築する場合で50㎡以内の場合を含む）			
	「その他」	「一戸建ての住宅」(※)要件に該当しない建築物			
	「特例対象建築物」	建築基準法第6条の4第1項第一号から第三号に定める建築物			
新築以外の算定方法	【増築】	同一棟	SBCが直近の検査済証を交付した建築物	増築する床面積 + (既存部分の床面積 × 1/2) = 料金算定の面積	
			上記以外の建築物(*) (*直近の検査済証が行政・他機関又は交付なし)	申請建築物の延べ面積による算定額 (但し、検査済証がなく「国交省ガイドライン調査」添付の申請は上記の倍額)	
		別棟	別棟新築する申請建築物の床面積の合計 = 料金算定の面積 (※注：別棟加算が必要となります。)		
	【用途変更】		SBCが直近の検査済証を交付した建築物	申請建築物の延べ面積による算定額	
	【大規模の修繕】 【大規模の模様替】		上記以外の建築物(*)	【増築】同一棟の算定方法を準用	
計画変更確認申請	計画変更確認申請 (基本額)	通常審査を要する計画変更	申請建築物の延べ面積 × 1/2 = 料金算定の面積		【共通事項】 加算対象（消防同意、天空率、省エネ仕様基準、構造審査、別棟など） 項目は別途加算
		上記以外の軽易な計画変更（変更内容が「軽微変更」に準ずる場合等）	一戸建ての住宅(①②)又は延べ面積200㎡以内の建築物	18,000円	
			上記以外の場合	36,000円	
直前の確認検査が他機関又は建築主事の場合	【計画変更確認】 【中間検査】 【完了検査】 【仮使用認定】	「確認審査」「中間検査」「完了検査」「仮使用認定」にて算定した手数料合計（加算項目含む）の3倍			【注意事項】計画により引受が困難又は検査前に計画変更確認を要する場合あり
計画通知	確認、中間検査、完了検査、仮使用認定	「確認審査」「中間検査」「完了検査」「仮使用認定」に照らして算定した手数料合計（加算項目含む）に50%加算			【注意事項】都内の計画通知は別途見積
工事種別が複数の場合	確認 計画変更確認	確認申請書第三面【9.工事種別】が複数である確認申請は工事種別毎に算定した額（加算項目を除く）の合計に加算額を加えた額とし、計画変更確認は当該確認申請合計額の1/2			(例)増築と用途変更を同一確認申請する場合

■加算項目 「確認申請」、「計画変更確認申請」「中間検査」「完了検査」において審査等を要する項目毎に適用

種 別	加算項目	適用する条件、区分等		加算額・加算割合	備考
【建築物】 確認申請	【消防同意】	確認申請（計画通知を含む）又は計画変更確認申請において消防同意を要する場合		2,000 円/件	◆再同意を要する場合 場合は再度加算
	【日影制限】	申請敷地内に日影制限の検討を要する建築物がある場合（工事種別不問）		10,000 円/件	◆対象棟数不問
	【天空率】 ◆区分毎、領域数 による加算	道路高さ制限の緩和		5,000 円/領域数	◆審査で領域数が 増加した場合は追加 請求
		北側高さ制限の緩和		5,000 円/領域数	
		隣地高さ制限の緩和		5,000 円/領域数	
	【別 棟】	工事種別に係わらず申請敷地内に申請以外の建築物（既存）がある場合の加算		10,000 円/件	◆既存棟数に係わ らず一律
	【省エネ仕様 基準審査】	仕様基準（省エネ計算 なしで省エネ基準適合 が確認できる）の住宅 【注】非住宅部分（併用等）あ る場合は省エネ適判が必要 【注】計画変更確認で再審査 を要する場合は再度加算	一戸建ての住宅	12,000 円/棟	◆省エネ適合性判 定を受ける建築物 または性能評価評 価書等（長期含む） 提出により省エネ 基準の審査省略さ れる建築物を除く
			長屋、共同住宅等	36,000 円/棟	
	【構造審査】	仕様規定（木造壁量等） 又は構造図・構造計算 書の審査若しくは耐震 診断検証を要する場合 *法要求有無は不問	対象床面積 200㎡以内	12,000 円/棟 (構造棟)	◆増築、用途変更、 大規模修繕等で耐 震診断結果検証を 要する場合を含む
			対象床面積 500㎡以内	28,000 円/棟 (構造棟)	
【構造計算 適合性判定 対象建築物】	適合判定通知書との照 合を要する建築物 【注】構造棟毎に適用	床面積 500㎡以内	15,000 円/棟	◆確認済証交付 は判定通知書と の照合終了後と なります。	
		床面積 1000㎡以内	21,000 円/棟		
		床面積 3000㎡以内	43,000 円/棟		
		床面積 3000㎡超	60,000 円/棟		
【ルート2構 造審査】	構造計算ルート2 審査 【注】構造棟毎に適用	床面積 1000㎡以下	120,000 円/棟	◆構造計算適合 性判定通知書の ある場合を除く	
		床面積 2000㎡以下	158,000 円/棟		
		床面積 2000㎡超え	182,000 円/棟		
【特定天井】	特定天井（居室）を有 する建築物（棟）	仕様ルート	24,000 円/棟		
		計算ルート	48,000 円/棟		

【建築物】 確認申請	【性能検証法】	○避難安全検証法	・階避難 ・区画避難	検証法適用する建築物の床面積の合計による確認手数料の25%加算															
			全館避難	検証法適用する建築物の床面積の合計による確認手数料の40%加算															
		○耐火性能検証法		◇別途協議による契約額															
	【昇降機審査加算】	1、昇降機を建築物の確認と併願申請（建築物に付帯して申請）の場合 2、申請建築物に確認を要しない昇降機（*）の計画が含まれる場合		「建築設備」料金表の該当区分毎（基）による確認手数料の加算	*令和6年9月9日国土交通省告示第1148号														
【工作物】 確認申請	【擁壁断面】	1件の擁壁にて構造審査を要する断面が2以上ある場合		10,000円/断面数															
【中間・完了検査】 【仮使用（現場検査）】	【エリア加算】	検査または仮使用の所在地が東京都特別区(23区)の場合 ◆建築物、工作物、昇降機に全て共通		15,000円/件 (検査実施回数毎)	◆現場検査を要する毎に適用（再検査要に同じ）														
	【昇降機検査加算】	1、昇降機が建築物の確認と併願申請（建築物に付帯して申請）の場合 2、申請建築物に確認を要しない昇降機（*）の計画が含まれていた場合		「建築設備」料金表の該当区分毎（基）による完了検査手数料の加算															
	【関係規定検査】	○建築物省エネ法 ◆右のいずれかに該当する建築物の完了検査または仮使用認定に加算	1、適合性判定対象建築物 2、設計性能評価書、長期使用構造等確認書により省エネ基準審査の省略を受けた（コース1）住宅等	完了検査または仮使用認定の申請床面積の合計（直近がSBC確認に限る） 他機関確認または他機関判定である場合	<table border="1"> <tr><td>300㎡未満</td><td>15,000円/件</td></tr> <tr><td>1,000㎡未満</td><td>24,000円/件</td></tr> <tr><td>3,000㎡未満</td><td>39,000円/件</td></tr> <tr><td>5,000㎡未満</td><td>57,000円/件</td></tr> <tr><td>10,000㎡未満</td><td>75,000円/件</td></tr> <tr><td>50,000㎡未満</td><td>100,000円/件</td></tr> <tr><td>50,000㎡以上</td><td>見積による</td></tr> </table>	300㎡未満	15,000円/件	1,000㎡未満	24,000円/件	3,000㎡未満	39,000円/件	5,000㎡未満	57,000円/件	10,000㎡未満	75,000円/件	50,000㎡未満	100,000円/件	50,000㎡以上	見積による
300㎡未満	15,000円/件																		
1,000㎡未満	24,000円/件																		
3,000㎡未満	39,000円/件																		
5,000㎡未満	57,000円/件																		
10,000㎡未満	75,000円/件																		
50,000㎡未満	100,000円/件																		
50,000㎡以上	見積による																		

【中間・完了検査】 【仮使用（現場検査）】		○建築物 省エネ法	現場検査において適用図書（軽微変更を含む）の内容から変更が生じていた場合	「追加説明書」の提出	SBC判定 他機関判定	省エネ適用 「軽微変更該当証明書」同額 上記面積区分適用による手数料の3倍	
	【軽微な変更説明書】	確認済証交付以降の施行規則第3条の2に該当する変更 【注】省エネ法「軽微変更説明書（ルートC除く）」が提出されている場合は、完了検査時に、②又は③の提出があったものと見做して該当料金を加算適用します。		①構造規定に係る軽微変更（壁量、部分計算など数値検証を要する変更） ②省エネ軽微・ルートB等（ルートC「軽微変更該当証明書（別料金要）」の申し出は無償） ③上記以外の軽微変更（意匠、設備、省エネルートAまたは①以外の構造規定変更など）	12,000 円/回 12,000 円/回 3,000 円/回	◆同一説明書に①、②、③の区分が異なる内容が含まれる場合は各料金の合計額です。 【注記】お客様には提出時期及び提出回数に充分ご留意頂くようお願いいたします。	
	【追加説明書】	完了検査時に「軽微な変更」に該当しない変更事項または適合疑義等があった場合		★軽微変更が多数又は複雑な場合、追加説明書を要する場合あり	基本額	12,000 円/件	◆天空率、構造計算、省エネ基準などの審査を要する場合は該当する加算項目を加算
	【現場再検査】	申請者側都合等で検査成立しなかった現場再検査又は是正工事の確認等		中間検査、完了検査、仮使用認定に共通	当該検査手数料又は仮使用認定手数料の1/2		◆（例）立会者不在、入室不能、是正工事の現地確認を要する場合など
【全般】	【書面交付】	書面申請による場合の確認済証/中間検査合格証/検査済証の交付（計画通知、仮使用認定及び届出を除く）			2,000 円/件	◆押印廃止、電子交付関係	
	【特殊な確認検査等】 SBC確認検査業務規程第47条第5項による加算	①特殊な用途・構造規模または特に高度な審査、検査 ②法令による特定行政庁への文書照会その他の行政調整等を要した確認、検査又は仮使用認定		別途協議による契約額 当該確認検査手数料の50%加算		①土木構造物に類似した建築物、限界耐力計算など ②法適合判断に苦慮する計画等	

■割引項目 (SBC確認検査業務規程第47条第4項関係)

種別	割引する項目	適用する条件、区分等	割引額・割引率	備考
【全般】	【効率的審査・検査】	SBCが通常よりも効率的に確認検査業務を実施できると認められたもの	◇別途協議による契約額	社内基準による
【検査】	【直近の仮使用認定をSBCがなした場合の完了検査】	完了検査の対象建築物の仮使用認定をSBCがなしたもの(認定した建築物全体又は部分)	仮使用認定した対象床面積の1/2を検査対象床面積から除いて算出した床面積合計を適用する	◆(例1) A・B2棟の完了検査でA棟は仮使用済みの場合： $A+B-(A \times 1/2)$ (例2) 1000㎡の建築物のうち600㎡を仮使用認定済みの場合： $1000 \text{ m}^2 - (600 \text{ m}^2 / 2) = 700 \text{ m}^2$ とみなして適用

■建築設備・工作物

区分	対象設備 工作物等	概要・規模等		確認		完了検査 (※1・3・4)	備考
				確認申請	計画変更 確認(※2)		
建築設備	小荷物専用 昇降機			24,000	12,000	22,000	◆昇降機が複数 の場合は基数× 単価の合計
	上記以外の 昇降機	型式		24,000	12,000	34,000	
		型式以外		36,000	18,000	42,000	
工作物	煙突	(10m以下に限る)		36,000	18,000	24,000	◆構造審査にお いて特殊な審査 等を要する場合 の確認手数料は 別途協議によ る。
	RC造柱 鉄柱・木柱	高さ15m超 20m以下	基本額(1本)	48,000	24,000	48,000	
			本数加算	12,000/本	6,000/本	12,000/本	
		高さ20m超	基本額(1本)	96,000	48,000	96,000	
			本数加算	24,000/本	12,000/本	24,000/本	
	広告塔・広 告版・裝飾 塔・記念塔			24,000	12,000	24,000	
	高架水槽・ サイロ・物 見塔等	(全て、10m以下に限る)		36,000	18,000	24,000	
	擁壁	高さ5m以下		24,000	18,000	24,000	
高さ5mを超え7m以下 (注：7m超は引受け対象外)		36,000	18,000	36,000			

[単位：円]

【注記】

- ※1. 昇降機または工作物の完了検査において追加説明書を要する場合、「建築物」加算額を準用する。
- ※2. SBC以外が確認した建築設備又は工作物の計画変更確認手数料は、確認申請の2倍とする。
- ※3. 完了検査又は仮使用認定を行う敷地の所在が東京都特別区(23区内)である場合、建築物の検査加算額を適用。
- ※4. 建築設備で仮使用認定した完了検査においては割引適用なし

■仮使用認定 建築物または建築設備（昇降機）

仮使用部分の床面積の合計	手数料	備考
300 m ² 以下	90,000/回	注) 計画通知の仮使用認定は 左記手数料の50%加算
300 m ² を超え 1,000 m ² 以下	147,000/回	
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	197,000/回	
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	252,000/回	
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	314,000/回	
5,000 m ² を超え 7,000 m ² 以内	377,000/回	
7,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	502,000/回	
10,000 m ² を超えるもの	別途お見積	

[単位：円]

1. 同一案件で複数回申請する場合、仮使用が増加する部分の床面積ごとに算定する。
2. 仮使用認定を行う建築物、建築設備の所在地が東京都特別区（23区内）である場合、検査時の加算額を適用する。
3. 建築設備の仮使用認定の手数料は、1件（1基）につき300 m²以下の建築物の額を適用する。

■各種届出（法令外の手続き）

区分	手数料
取下届（済証等の交付前に限る）	無料 /件（通）
取止届（確認済証の交付以降）	3,000 /件（通）
名義変更届（※1）	3,000 /件（通）
記載事項補正等届（※2）	3,000 /件（通）
建築確認等証明願（※3）	10,000 /件（通）

[単位：円]

- ※1. 検査済証の交付（特定行政庁報告）以降、これらの届出等は受理出来ません。
- ※2. 記載事項補正届は法適合判断に関係する事項にはご利用頂けません。
- ※3. ご利用は特定行政庁にて記載台帳証明書の交付が受けられない場合に限りです。

また建築確認等証明願の提出による確認済証、中間合格証、検査済証の再発行は出来ません。